

令和4年4月25日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	松尾陽輔	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

な し

議 事 日 程 第 2 号

4月25日（月）9時59分開議

日程第1	常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任
日程第2	議会改革等調査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第3	選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第4	選挙第4号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙
日程第5	選挙第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第6	選挙第6号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙

開 議 9時59分

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めてまいります。

日程第1・第2 常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任・議会改革等調査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第1．常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任、日程第2．議会改革等調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

協議のため暫時休憩をいたします。

休 憩 10時00分

再 開 10時44分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

特別委員会の2件は、各会派の代表者会議において協議を行い、議会運営委員会で2件の特別委員会を設置することに意見の一致を見ました。よって、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれの事件に関する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して、調査・検討することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、2件のそれぞれの事件に関連する問題の調査・対策に関する事件は、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して、調査・対策にあたることに決定をいたしました。

ただいま設置いたしました2件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会

条例第8条第1項の規定により、議長が指名をすることになっております。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員に2番山崎議員、3番毛利議員、5番江口議員、12番池田議員、18番牟田議員、20番江原議員、以上の6名を、議会改革等調査特別委員会委員に4番中山議員、8番豊村議員、11番松尾陽輔議員、13番石橋議員、16番松尾初秋議員、17番山口議員、以上6名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました2件の特別委員会の調査・対策の期間は、本議会がそれぞれの事件の終了を議決するまで継続して行うこととしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、2件の特別委員会の調査検討の期間は、本議会がそれぞれ付託しました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休	憩	10時46分
再	開	10時55分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果について御報告がございましたので御報告いたします。

常襲水害地対策特別委員会委員長に18番牟田議員、同副委員長に12番池田議員。

議会改革等調査特別委員会委員長に13番石橋議員、同副委員長に8番豊村議員。

以上のとおりでございます。

日程第3 選挙第3号

日程第3. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

ここでお諮りをいたします。この選挙については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

15 番末藤議員、19 番杉原議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました 15 番末藤議員、19 番杉原議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、15 番末藤議員、19 番杉原議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました 15 番末藤議員、19 番杉原議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いをしたいと思います。15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

15 番末藤です。

今、推選いただきました末藤でございます。武雄市議会の代表としてしっかり頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉川里己君）

19 番杉原議員

○19 番（杉原豊喜君）〔登壇〕

ただいま末藤議員と同じく広域圏議会の議員に推選いただきました杉原でございます。

私も、合併以前に 1 回出させていただいておりましたけれども、今回 2 回目ということでございます。皆様方のいろんな御意見賜りながら、そういったものを反映させていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉川里己君）

どうもありがとうございました。

日程第 4 選挙第 4 号

日程第 4. 選挙第 4 号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定に基づき、武雄市議会議員の中から 1 名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同第 2 項の規定による指名推選の 2 つの方法がございます。

ここでお諮りをいたします。この選挙については指名推選によりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

9番上田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました9番上田議員を杵島工業用水道企業団議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、9番上田議員が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました9番上田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました9番上田議員、当選の承諾の旨の御挨拶をお願いいたします。9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

皆さん、お疲れさまでございます。

ただいま御推選いただきました上田でございます。武雄市の工業用水道が大きな岐路に立っておりますので、私も微力ながら精いっぱい頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉川里己君）

ありがとうございました。

日程第5 選挙第5号

日程第5. 選挙第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条及び第9条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員1名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との2つの方法がございます。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

18 番牟田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました 18 番牟田議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、18 番牟田議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました 18 番牟田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました 18 番牟田議員、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

当選しました牟田でございます。指名推選ありがとうございます。

武雄市の 3 割以上は後期高齢者。そういう中の皆さん方をできるだけフォローするために、議会の中でも頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉川里己君）

どうもありがとうございます。

日程第 6 選挙第 6 号

日程第 6. 選挙第 6 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

佐賀県西部広域環境組合規約第 6 条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員 2 名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同条第 2 項の規定による指名推選と 2 つの方法がございます。

そこでお諮りをいたします。この選挙については指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

10番古川議員、16番松尾初秋議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました10番古川議員、16番松尾初秋議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、10番古川議員、16番松尾初秋議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました10番古川議員、16番松尾初秋議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

10番古川議員

○10番（古川盛義君）〔登壇〕

古川でございます。西部環境組合の議員として、武雄のいろいろな災害のことをいろいろやっていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉川里己君）

16番松尾初秋議員

○16番（松尾初秋君）〔登壇〕

今回、また御指名をいただきましてありがとうございます。

現在、西部環境組合の議長をやっておりますけれども、最初からおるので流れはよく分かっておりますので、これからはしっかりと精進していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉川里己君）

どうもありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 11時04分